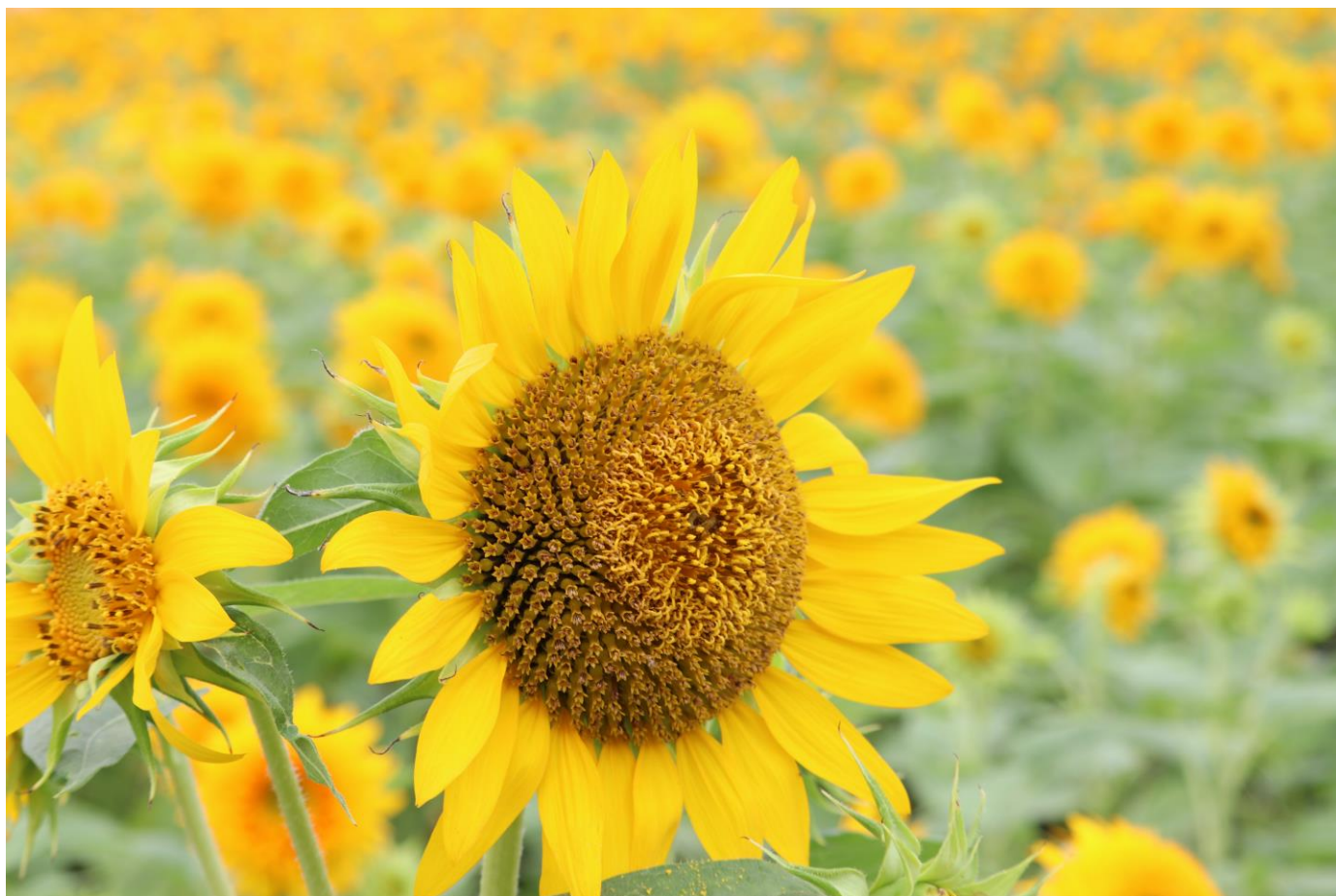


特別養護老人ホーム ひまわりの郷
短期入所生活介護
(ショートステイ) ご利用のご案内



○遠地で身内に不幸が！
○介護している私が入院に！
○たまには介護を休みたい・・・
etc・・・

お爺ちゃん
(お祖母ちゃん) を
数日預かって
もらえないかな？

まずはご相談ください。

- 都合よく利用できるの？
- 費用は？
- 施設にいる間に弱くならない？
- 病気になったら？

短期入所のことならなんでもご相談ください。

ひまわりの郷では、生活相談員がご本人や相談された方の気持ちや考え、お立場や収入等にも配慮しながら、ひまわりの郷以外の様々なサービスも考慮して、次のステップへ進むための応援をさせていただきます。

短期入所生活介護（ショートステイ）のご利用は ケアマネジャーさんを通じてお申し込み

- もし、ひまわりの郷を気にしていただけたら、ケアマネジャーさんに「ひまわりの郷を利用してみたい」とお伝えください。在宅介護で介護保険のサービスをご利用になるとき、難しいのは給付限度額管理と様々なサービスの調整です。ケアマネジャーさんが適切に手配してくれるはずです。
- ひまわりの郷の短期入所生活介護はご利用をご希望される月の2か月前の1日からお申し込みを受け付けます。ご希望の際はお早めにその旨ケアマネジャーさんにお伝えください。
- 初めてひまわりの郷をご利用される際には、ご利用になられる前にご本人様（事情に応じてご家族様）と面接を行い、どのようなサービスをお望みか、必要かを調べさせていただきます。
- 短期入所生活介護のご利用にはかかり付け医のご協力も必要です。ご本人の体調確認やお薬の分包等詳細は相談員にご確認下さい。
- 短期間のご利用では意外なリスクも。ご利用については転倒などの事故の可能性を否定できません。その他体調の急変や、気持ちが不安定になることもあります。また、お持ちいただいた衣類などの紛失などもあります。そうしたリスクについては相談員がご説明いたしますので、事前に良くご承知おき頂く必要があります。
- 万が一の利用中の事故（転倒等）については、その原因を確認して再発防止策を講じるとともに、お怪我など治療が必要となった場合には、保険会社による過失割合算定によって費用を負担させていただきます。
- ご利用については、利用料金がかかります。他のサービス同様自己負担分をご負担いただきます。ご利用について給付限度額を超える場合や、30日を超えるご利用となる場合には1～3割の自己負担額を越えてご負担いただく費用が発生する可能性があるため、事前にケアマネジャーさんとよくご相談ください。
- 居室台、食事代が減額となる、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は事前にその旨をお伝え頂くとともに、サービスご利用時には必ずご持参ください。

短期入所生活介護(ショートステイ)ご利用者負担金額表(一日)

要介護	一割負担分	階層	居住費	食 費	合計負担金額
要介護1	722円 684.単位	1	820 円	300 円	1,842 円
		2	820 円	390 円	1,932 円
		3	1,310 円	650 円	2,682 円
		4	3,000 円	1,600 円	5,322 円
要介護2	793円 751 単位	1	820 円	300 円	1,913 円
		2	820 円	390 円	2,003 円
		3	1,310 円	650 円	2,753 円
		4	3,000 円	1,600 円	5,393 円
要介護3	870円 824 単位	1	820 円	300 円	1,990 円
		2	820 円	390 円	2,080 円
		3	1,310 円	650 円	2,830 円
		4	3,000 円	1,600 円	5,470 円
要介護4	941円 892 単位	1	820 円	300 円	2,061 円
		2	820 円	390 円	2,151 円
		3	1,310 円	650 円	2,901 円
		4	3,000 円	1,600 円	5,541 円
要介護5	1012円 959 単位	1	820 円	300 円	2,132 円
		2	820 円	390 円	2,222 円
		3	1,310 円	650 円	2,972 円
		4	3,000 円	1,600 円	5,612 円

食 費(一日分の内訳)

朝 食	昼 食	夕 食
400円	650円	550円

利用者負担段階	(1日の食費の限度額)
第1段階(市町村申請により対象となった方)	300円
第2段階(市町村申請により対象となった方)	390円
第3段階(市町村申請により対象となった方)	650円
第4段階(上記以外の方)	1,600円

*2割負担の方は上記1割負担分の2倍、3割負担の方は上記1割負担分の3倍の金額になります。

介護保険給付外サービス料金

日常生活にかかる実費

1、協力病院以外への入院・通院の際の送迎費	1 キロ	100 円
入院以外での送迎費	1 キロ	100 円
2、日常生活費 (介護報酬サービスに含まれないもの)		実費
3、理美容代		実費
4、買い物代行		実費
5、施設利用者の希望により特別な行事や教養娯楽として 必要なものをホームが提供する場合にかかる費用		実費
6、施設利用者の個人用家電製品の電気使用料		(1 日分)
	ラジオ	13 円
	電気毛布	66 円
	テレビ	50 円
	電気あんか	40 円
	電気かみそり	6 円
	携帯充電	10 円
	仏壇用ろうそく	23 円
	イヤホン	20 円
7、健康管理費 (受診などの必要時における医療費)		実費
ガーゼ等による措置に関する衛生材料費		実費
8、クリーニング代		実費
9、預り金の出納管理にかかる費用	1 日	5 0 円
11、コピー代	1 枚	10 円

(1) キャンセル料

①入所日の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までに連絡をいただかなかった場合	1日あたりの食費

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)ご利用者負担金額表(一日)

要支援	一割負担分	区分	居住費	食費	合計負担金額
要支援1	514 単位	1	820 円	300 円	1,663円
		2	820 円	390 円	1,753円
	543円	3	1,310 円	650 円	2,503円
		4	3,000 円	1,600 円	5,143円
要支援2	638単位	1	820 円	300 円	1,793円
		2	820 円	390 円	1,883円
	673円	3	1,310 円	650 円	2,633円
		4	3,000 円	1,600 円	5,273円

※地域加算・・・10.55

※日用品費その他は別

* 償還金払いの場合には、一旦、介護報酬額全額をお支払いいただきます。

その後領収書を保険者に請求されますと還付が得られます。

※以下1日分の介護保険給付対象のサービス (介護保険一割負担分)				
短期入所送迎加算	184 単位	195 円	居宅と当施設との間の送迎を行った場合	
機能訓練体制加算	12 単位	13 円	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	6 単位	7 円	看護・介護職員の内常勤職員が一定以上配置されている場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総算定単位×0.083 円	介護職員の賃金改善を実施している場合	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		総算定単位×0.023 円	介護職員等の賃金改善等を実施している場合	

食 費(1日分の食費)

朝 食	昼 食	夕 食
400円	650円	550円

利用者負担段階	(1日の食費の限度額)
第1段階(市町村申請により対象となった方)	300円
第2段階(市町村申請により対象となった方)	390円
第3段階(市町村申請により対象となった方)	650円
第4段階(上記以外の方)	1,600円

* 2割負担の方は上記1割負担分の2倍、3割負担の方は3倍の金額になります。

介護保険給付外サービス料金

日常生活にかかる実費

1、協力病院以外への入院・通院の際の送迎費	交通費の実費
2、日常生活費	実費 (介護報酬サービスに含まれないもの)
3、理美容代	実費
4、買い物代行	実費
5、施設利用者の希望により特別な行事や教養娯楽として 必要なものをホームが提供する場合にかかる費用	実費
6、施設利用者の個人用家電製品の電気使用料	ラジオ 40 円
電気毛布	200 円
テレビ	150 円
電気あんか	120 円
電気かみそり	20 円
携帯充電	30 円
仏壇用ろうそく	70 円
イヤホン	60 円
7、健康管理費	実費
8、私物の洗濯代(クリーニング代)	実費
9、預り金の出納管理にかかる費用	1 日 50 円
12、送迎加算の通常実施地域を越える送迎費	1 キロ 100 円

(1) キャンセル料

①入所日の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までに連絡をいただかなかった場合	1日あたりの食費

※利用料金の計算方法と標記料金表との誤差について

利用料金は表の介護保険給付対象サービスの料金を合算することで、大凡のかかる費用を計算することが出来ます。しかし、実際の利用料金は介護保険法に定められたサービス毎の合成単位（単位数×日数）や算定単位（月ぎめの加算単位）を合算し、そこに単位数単価と給付率をかけることで算出されます。また、単位数単価と給付率をかけて発生する少数は切り捨てとなっています。

計算式（居住費、食費を除く）

(施設サービス利用基本単位+日決め加算単位)×利用日数=A（総利用単位）

A+(A×0.083:介護職員処遇改善加算Ⅰ)+(A×0.023:介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ)=B

B×10・55(基準単位数単価)×0.1(負担割合:2割負担の方は0.2、3割負担の方は0.3)

+ (居住費+食費)×利用日数:小数点以下は切り捨て

以上が法令で定めている計算式になります。ひまわりの郷では皆様のご負担内容が分かり易くなるように、様々な単位を予め円に換算している表をお示ししています。結果として、表から計算した利用料と単位から導き出される正規の計算方法による利用料とは誤差が生じます。

請求時の誤差は凡そ5~200円程度(利用日数による)です。

その他の経費

○施設利用に係る費用とは別に、個々のご利用者に発生する各種の費用があります。

○居室内に家電製品を設置した場合は、その凡その電気代を頂きます。また、日用衛生用品として必要な物品をご持参いただいております。

○施設内で行われる行事等で特別に係る費用をご負担頂く場合があります。主に年に3回程度の行事食で、普段の食費に500円のご負担をプラスして、いつもはご提供できない食材を駆使してお料理に彩を加えます。また月に1度のホーム喫茶では200円のご負担でお茶とケーキ等の選べるお茶請けをご用意しています。

○お洗濯、オムツ、入浴に必要な物品は基本的に施設サービス利用費に含まれますが、個別的に必要とされるシャンプーなどはご負担いただきます。